

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

事務局規程

令和 7 年 7 月 16 日
理 事 会 決 定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）定款第 40 条第 4 項に基づき、事務局における事務の能率的な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 事務局の組織及び業務

(事務局の組織)

第 2 条 事務局に、総務企画室、業務室、競技運営室及び監査室の 4 室を置く。

2 下記の室には、部を置く。

一 総務企画室 総務部、企画部及び財務部

二 業務室 業務開発部、広報・メディア部、情報技術部、宿泊輸送部、会場調整部及び警備部

三 競技運営室 競技運営部及び医療部

3 部には、課並びにそれに準ずる部署を置くことができる。

4 監査室は、会長が直轄する組織とし、事務局内で独立した組織とする。

5 競技運営室には、競技運営本部を置く。また、競技運営本部には、大会運営に必要と認められる専門委員会等を置くことができる。

なお、本規程に定めるもののほか、競技運営本部の組織及び運営等に必要な事項については、別途事務総長が定める。

6 事務総長は、事務総長が直轄する補佐機関を置くことができる。

(臨時部署)

第 3 条 前条のほか、事務総長は、業務上必要と認められる場合、臨時部署を置くことができる。

(総務部の所管業務)

第 4 条 総務部は、次の業務を所管する。

- 一 定款等諸規程、文書、情報公開、財団印等に関する事
- 二 庶務、人事、組織、給与及び服務に関する事
- 三 他団体からの職員受入に関する事
- 四 法務（争議等）に関する事
- 五 財団に関する事
- 六 コンプライアンスに関する事
- 七 大会ボランティアに関する事
- 八 大会のプロトコール等に関する事
- 九 その他各号に関連する事

（企画部の所管業務）

第5条 企画部は、次の業務を所管する。

- 一 大会準備運営の全体進捗管理に関する事
- 二 国、東京都及びその他地方公共団体との連絡調整に関する事
- 三 組織横断的な企画・調整に関する事
- 四 評議員会・理事会等に関する事
- 五 リスクマネジメントに関する事
- 六 レガシー・持続可能性に関する事
- 七 その他前各号に関連する事

（財務部の所管業務）

第6条 財務部は、次の業務を所管する。

- 一 財政・予算計画に関する事
- 二 予算の調整・執行管理及び資金の調達・管理に関する事
- 三 決算・会計事務に関する事
- 四 財産の管理・処分に関する事
- 五 物品、役務及び工事等の契約・調達に関する事
- 六 その他前各号に関連する事

（業務開発部の所管業務）

第7条 業務開発部は、次の業務を所管する。

- 一 スポンサーシップに関する事
- 二 チケットに関する事
- 三 ブランド開発に関する事
- 四 ブランド管理に関する事
- 五 こども観戦に関する事

六 その他前各号に関連すること

(広報・メディア部の所管業務)

第8条 広報・メディア部は、次の業務を所管する。

- 一 国内、海外メディア並びに一般に対する広報及びプレス対応に関すること
- 二 広聴に関すること
- 三 報道諸機関との連絡調整に関すること
- 四 開催気運の醸成に関すること
- 五 メディアオペレーションに関すること
- 六 放送サービスに関すること
- 七 その他前各号に関連すること

(情報技術部の所管業務)

第9条 情報技術部は、次の業務を所管する。

- 一 情報基盤整備に関すること
- 二 情報システムの構築・維持・管理に関すること
- 三 サイバーセキュリティに関すること
- 四 その他前各号に関連すること

(宿泊輸送部の所管業務)

第10条 宿泊輸送部は、次の業務を所管する。

- 一 宿泊、輸送等の運営分野に関すること
- 二 出入国等業務に関すること
- 三 その他前各号に関連すること

(会場調整部の所管業務)

第11条 会場調整部は、次の業務を所管する。

- 一 会場マネジメントに関すること
- 二 飲食等サービスに関すること
- 三 アクレディテーション等業務に関すること
- 四 ロジスティクスに関すること
- 五 その他前各号に関連すること

(警備部の所管業務)

第12条 警備部は、次の業務を所管する。

- 一 警備全般に関すること

- 二 警備上の緊急事態における初動対処調整に関する事
- 三 警備装備品及び調達に関する事
- 四 サイバー攻撃への対処に関する事
- 五 その他前各号に関連する事

(競技運営部の所管業務)

第 13 条 競技運営部は、次の業務を所管する。

- 一 競技計画及び運営に関する事
- 二 選手団等へ提供するサービスに関する事
- 三 イベントプレゼンテーションに関する事
- 四 その他前各号に関連する事

(医療部の所管業務)

第 14 条 医療部は、次の業務を所管する。

- 一 医療サービスに関する事
- 二 アンチ・ドーピングに関する事
- 三 その他前各号に関連する事

(監査室の所管業務)

第 15 条 監査室は、次の業務を所管する。

- 一 内部監査に関する事
- 二 三様監査体制に関する事
- 三 その他前各号に関連する事

(競技運営本部の所管業務)

第 16 条 競技運営本部は、次の業務を所管する。

- 一 競技運営における技術委員・審判員の選任及び教育に関する事
- 二 競技運営に必要な用器具の手配、検定及び確認等に関する事
- 三 競技会における医事業務及び医師・トレーナー等の派遣調整に関する事

第 3 章 職 員 及 び 職 制

(職 員)

第 17 条 事務局に、特別職及び一般職の職員を置く。

2 特別職の職員は、次のとおりとする。

- 一 事務総長

3 一般職の職員は、次のとおりとする。

- 一 事務次長
- 二 室長その他室長級の職員
- 三 部長その他部長級の職員
- 四 課長その他課長級の職員
- 五 課長代理その他課長代理級の職員
- 六 主任及び主事

(室長級の職)

第 18 条 室に室長を置く。

- 2 室長級の職として、スポークスパーソンを置く。その他、室長以外の室長級の職については、別途事務総長が定める。

(部長級の職)

第 19 条 部に部長を置く。

- 2 室に担当部長を置くことができる。
- 3 部長以外の部長級の職については、別途事務総長が定める。
- 4 部長級の職を補佐する課長として、副部長及び担当副部長を置くことができる。

(課長級の職)

第 20 条 課に課長を置く。

- 2 部に担当課長を置くことができる。
- 3 課長以外の課長級の職については、別途事務総長が定める。
- 4 課長級の職を補佐する課長代理として、副課長及び担当副課長を置くことができる。

(課長代理級の職)

第 21 条 課に課長代理を置く。

- 2 課長代理以外の課長代理級の職については、別途事務総長が定める。

(主任及び主事の職)

第 22 条 課に主任及び主事を置く。

(幹部職の範囲)

第 23 条 幹部職は、第 17 条第 3 項第一号から第四号までに定める職員とする。

(昇任、昇格、降任、降格)

第 24 条 事務総長は、職員の勤務成績、その他勤務の遂行能力等を考慮の上、昇任、昇格、降任、降格をさせることができる。

(配置換え等)

第 25 条 事務総長は、業務の都合により職員に対し配置換え、勤務地の変更又は他の組織への出向を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた職員は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

第 4 章 職 員 の 職 責

(事務総長の職責)

第 26 条 事務総長は、会長の命を受けて事務局の局務を掌る。

(事務次長の職責)

第 27 条 事務次長は、事務総長を補佐し、事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その職務を代行する。

(室長級の職責)

第 28 条 室長（監査室長を除く）は、事務総長の命を受けて、所管する室の業務及び必要な業務を掌る。

2 監査室長は、会長の命を受けて、監査室に関する業務及び必要な業務を掌る。

3 スポークスパーソンは、事務総長の命を受けて、報道に関する業務及び必要な業務を掌る。

(部長級の職責)

第 29 条 部長は、室長の命を受けて、所管する部の業務及び必要な業務を掌る。

2 担当部長は、室長の命を受けて、所管する分野の業務及び必要な業務を掌る。

3 副部長又は担当副部長は、室長の命を受けて、部長の業務を補佐する又は部長に代わって、所管する部の業務及び必要な業務を掌る。

4 部長以外の部長級の職責については、別途事務総長が定める。

(課長級の職責)

第 30 条 課長は、部長の命を受けて、所管する課の業務及び必要な業務を掌る。

2 担当課長は、部長の命を受けて、所管する分野の業務及び必要な業務を掌る。

3 副課長又は担当副課長は、部長の命を受けて、課長の業務を補佐する又は課長に代わって、所管する課の業務及び必要な業務を掌る。

4 課長以外の課長級の職責については、別途事務総長が定める。

(課長代理級の職責)

第 31 条 課長代理は、課長の命を受けて、その課の事務及び担当する事務を処理する。

2 課長代理以外の課長代理級の職責については、別途事務総長が定める。

(主任及び主事の職責)

第 32 条 主任及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

第 5 章 事 案 の 決 定

(原 則)

第 33 条 当法人における事案の決定は、事務の権限及び当該決定の結果の重大性に応じ、会長、事務総長、室長級、部長級、課長級及び課長代理級が行うものとする。

(会長の決定対象事案)

第 34 条 会長が決定すべき事案は、おおむね次のものとする。

- 一 当法人の運営に関する基本方針の立案及び特に重要な事業の実施に関すること
- 二 評議員会及び理事会に関すること
- 三 評議員、理事及び監事に関すること
- 四 事務総長の出張、休暇、欠勤等に関すること
- 五 事務総長以外の職員の懲戒解雇及び諭旨退職に関すること
- 六 監査室に関すること
- 七 特に重要又は異例に属する事項に関すること

2 会長は、前項各号に定める事項について、コンプライアンス委員会の運営に関するものについてはコンプライアンス担当理事へ権限を移譲するものとする。

(事務総長の決定対象事案)

第 35 条 事務総長が決定すべき事案は、おおむね次のもの（ただし、監査室に関するものを除く。）とする。

- 一 大会全体に係る方針策定に関すること
- 二 対外的な調整が必要な案件に関すること
- 三 複数部署に跨る重要な案件に関すること
- 四 予算の編成及び決算に関すること
- 五 評議員会、理事会への上程に関すること
- 六 事務総長以外の職員の懲罰（懲戒解雇及び諭旨退職を除く。）に関すること

- 七 事務次長及び室長級の出張、休暇、欠勤等に関する事
 - 八 予定価格が一定額以上の請負契約又は委託契約に関する事
 - 九 予定価格が一定額以上の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関する事
 - 十 一定額以上の補助金、分担金及び寄付金の支出に関する事
 - 十一 寄付金の受領に関する事
 - 十二 一時借入金の借入れに関する事
 - 十三 損害賠償及び和解に関する事
 - 十四 規程、規則、要綱及び細則の制定及び改廃に関する事
- 2 事務総長は、前項各号に定める事項について、必要に応じて、事務次長へ権限を移譲することができる。
- 3 第1項第八号から第十号までに定める一定額については、別途細則で定める。

(室長級の決定対象事案)

- 第36条 室長級が決定すべき事案は、おおむね次のもの（ただし、前条に定めるものを除く。）とする。ただし、監査室長が決定すべき事案については、次条の定めるところによる。
- 一 方針の確定している重要な事務事業の執行に関する事
 - 二 室における事務事業に関する事
 - 三 部長級の出張、休暇、欠勤等に関する事
 - 四 予定価格が一定額未満の請負契約又は委託契約に関する事
 - 五 予定価格が一定額未満の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関する事
 - 六 一定額未満の補助金、分担金及び寄付金の支出に関する事
- 2 別途細則で定めるところにより、室長級は、前項第四号から第六号までに定める事項について、所管する部長級等へ権限を移譲することができる。
- 3 第1項第四号から第六号までに定める一定額については、別途細則で定める。

(監査室長の決定対象事案)

- 第37条 監査室長が決定すべき事案は、おおむね次のものとする。
- 一 監査室における事務事業の執行に関する事
 - 二 監査課長の出張、休暇、欠勤等に関する事
 - 三 監査室業務に係る請負契約又は委託契約に関する事
 - 四 監査室業務に係る物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関する事
 - 五 監査室業務に係る補助金、分担金及び寄付金の支出に関する事
- 2 別途細則で定めるところにより、室長級は、前項第三号から第五号までに定める事項について、所管する課長級へ権限を移譲することができる。
- 3 第1項第三号から第五号までに定める一定額については、別途細則で定める。

(部長級の決定対象事案)

第 38 条 部長級が決定すべき事案は、おおむね次のもの（ただし、前 4 条に定めるものを除く。）とする。

- 一 部における事務事業の執行に関する事
- 二 課長級の出張、休暇、欠勤等に関する事

(課長級の決定対象事案)

第 39 条 課長級が決定すべき事案は、おおむね次のもの（ただし、前 5 条に定めるものを除く。）とする。

- 一 課（監査課長においては監査室）における事務事業の執行に関する事
- 二 所属職員の出張、休暇、欠勤等（課長代理級の権限に属するものを除く。）に関する事

(課長代理級の決定対象事案)

第 40 条 課長代理級が決定すべき事案は、次のものとする。ただし、至急に決定を行う必要がある場合において、当該課長代理級が不在であるときは、課長級が決定するものとする。

- 一 課長代理級が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇及び病気休暇を除く。）及び欠勤に関する事

(決定対象事案の詳細等)

第 41 条 第 34 条から前条までの規定における会長、事務総長、室長級、部長級、課長級及び課長代理級の決定対象事案の詳細及び合議の基準については、別途細則で定める。

(事案の代決)

第 42 条 次の各号に掲げる者が、出張、休暇又はその他の事由により不在である場合は、それぞれ当該各号に定める者がその事案を代決することができる。

- | | |
|--------|--|
| 一 会長 | 事務総長（ただし、監査室に関することは、監査室長が行うものとする。） |
| 二 事務総長 | 事務次長 |
| 三 室長級 | 他の室長級職員又は室長が予め指定する部長（ただし、監査室に関することは、監査課長が行うものとする。） |
| 四 部長級 | 他の部長級職員又は部長が予め指定する課長 |
| 五 課長級 | 課長が予め指定する幹部職又はそれに準ずる者 |

(代決できる事案)

第 43 条 前条の規定により代決できる事案は、至急に処理しなければならないものに限る。

ただし、その事案が特に重要である場合又は異例に属するものである場合には、なお代決することができない。

2 重要な事案に関し代決した場合には、代決者又は起案者は、事後に速やかに決定できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第 44 条 やむを得ない事情により決定を受けることができない緊急な事案については、事務総長が未決のまま執行を特認することができる。この場合、当該特認を受けた者は、起案用紙にその旨を記入するとともに、速やかに前条第 2 項の承認を得なければならない。

(定款及び諸規程との関係)

第 45 条 第 33 条の原則に係る規定にかかわらず、定款及び本規程以外の諸規程に特別の定めがある場合は、これに従う。

第 6 章 雑 則

(改 廃)

第 46 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第 47 条 本規程に定めるもののほか、事務局（監査室を除く）の組織及び運営に関し必要な事項は事務総長が定める。

附 則

本規程は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

本規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。